

宇治市監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月4日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

委託料支出状況（職員厚生課）

産業会館使用料収入状況（産業振興課）

観光センター使用料収入状況（観光振興課）

貸付金元利収入収入状況（こども福祉課）

学童保育協力金収入状況（こども福祉課）

児童扶養手当等返還金収入状況（こども福祉課）

補助金支出状況（こども福祉課）

保育所保育料収入状況（保育支援課）

保育所給食費収入状況（保育支援課）

老人保護施設措置費自己負担金収入状況（長寿生きがい課）

介護保険料収入状況（介護保険課）

委託料支出状況（指揮指令課・消防総務課）

第3 監査の着眼点

令和3年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和5年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年9月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年10月17日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり定期監査における指摘事項について措置が講じ

られ、おおむね適正であった。次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 市長公室職員厚生課

(1) 委託料支出状況について

令和3年度の定期監査において、一部の契約において、支出負担行為の遅れと業務完了届を受理していない事例が見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

2 産業観光部産業振興課

(1) 産業会館使用料収入状況について

令和3年度の定期監査において、収納事務委託者による使用料の収納及び調定に遅れが見受けられ、また使用許可手続の不備が見受けられたと指摘し、収納事務委託者及び指定管理者の管理監督の徹底を求めた。

今回、指摘事項について調査したところ、使用料の収納及び調定に遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

3 産業観光部観光振興課

(1) 観光センター使用料収入状況について

令和3年度の定期監査において、申請書及び許可書の記載不備や許可書の交付漏れがあるなど、申請受付から許可書発行に至るまでの事務の不備が見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、申請書や許可書の記入例が作成され、受託者に対し、周知を行ったことが確認できた。

また、令和5年4月から7月までの観光センター使用料収入状況について調査したところ、申請書及び許可書の記載不備はなく、適正に処理されていることが確認できた。

4 福祉こども部こども福祉課

(1) 貸付金元利収入収入状況について

令和3年度の定期監査において、滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたいと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルが整備され、また催告書の送付や電話催告を経てもなお回収困難な債権につき、

自宅訪問も含めた債権回収を予定されていることが確認できた。引き続き適正な債権管理に努められたい。

(2) 学童保育協力金収入状況について

令和3年度の定期監査において、収入未済のものについて催告が行われていない事例が見受けられたと指摘するとともに、滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたいと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、平成17年度以降の収入未済について催告が行われ、また滞納整理事務マニュアルが整備されていることが確認できた。

今後、民事手続による債権回収や、費用対効果についても十分に考慮した上で債権放棄についても検討するなど、より適正な債権管理に努められたい。

(3) 児童扶養手当等返還金収入状況

令和3年度の定期監査において、滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたいと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルが整備され、滞納者からは分納誓約書の徴取により債権回収に努められていることが確認できた。引き続き、適正な債権管理に努められたい。

(4) 補助金支出状況

令和3年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

5 福祉こども部保育支援課

(1) 保育所保育料収入状況について

令和3年度の定期監査において、滞納整理事務マニュアルと異なる運用が行われていたと指摘し、適正な事務の執行を求めた。

今回、指摘事項について調査したところ、マニュアルに沿った適正な事務が行われており、また、新たな滞納を発生させない取組にも注力されていることが確認できた。引き続き、適正な債権管理に努められたい。

(2) 保育所給食費収入状況

令和3年度の定期監査において、滞納整理事務マニュアルを速やかに

整備され、適正な債権管理に努められたいと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルが整備され、マニュアルに沿った適正な事務が行われており、また新たな滞納を発生させない取組にも注力されていることが確認できた。

今後、民事手続による債権回収や、費用対効果についても十分に考慮した上で債権放棄についても検討するなど、より適正な債権管理に努められたい。

6 健康長寿部長寿生きがい課

(1) 老人保護施設措置費自己負担金収入状況について

令和3年度の定期監査において、督促状が送付されていない事例が見受けられる等の不備があり、滞納整理事務マニュアルを速やかに整備し、適正な債権管理に努められたいと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルが整備され、また新たな滞納を発生させない取組が行われ、その結果、マニュアル整備以降、新たな滞納が発生していないことが確認できた。引き続き、適正な債権管理に努められたい。

7 健康長寿部介護保険課

(1) 介護保険料収入状況

令和3年度の定期監査において、滞納整理事務マニュアルに準ずるものがあるものの、内容が不十分であるため、見直しを求めると指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルを整備し、マニュアルに沿った事務が行われていることが確認できた。引き続き、適正な債権管理に努められたい。

8 消防本部指揮指令課・消防総務課

(1) 委託料支出状況

令和3年度の定期監査において、一部の契約に支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。